

恵庭市監査委員告示第7号
令和3年3月23日

令和2年度定期監査の結果に対する措置状況の公表について

令和2年度定期監査（財務事務10月実施）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があり、地方自治法第199条第14項及び恵庭市監査基準第21条の規定により、次のとおり公表します。

恵庭市監査委員 北 林



恵庭市監査委員 川 原 光 男



区分	所管課等	監査の結果	措置状況
令和2年度定期監査（財務事務10月実施）	消防署 救急指令1課 救急指令2課	《指導事項》 ・救急車の現場到着遅延については、人命にかかわる事故であることから、指令システム整備業者への指導と事故再発防止策を徹底されたい。	・自動隊編成の選択車両と現場までの距離確認を再徹底した。 ・システム機器のプログラム不具合を改修した。 ・全職員へ本事案を周知し、再発防止策の共有を図った。